

令和元年度

財政援助団体等監査の講評

(期日：令和元年 12 月 6 日)

うるま市監査委員

う 監 第 566 号
令和元年 12 月 6 日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市監査委員 安慶名 忠信

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛

うるま市監査委員 伊 波 良 明

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第 12 項の規定により、その旨を通知することになっております。

財政援助団体等監査の結果に関する報告

第 1 監査の種類

財政援助団体等監査

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

平成 30 年度補助金交付団体及び指定管理団体

1 補助金交付団体

(1) うるま市自治公民館連絡協議会

(2) うるま市青年連合会

(3) うるま市こども会育成連絡協議会

2 指定管理団体

(1) 田場区自治会(田場学童クラブ指定管理業務)

第 3 監査の期間

令和元年 9 月 1 日～令和元年 12 月 6 日

第 4 監査の実施場所

うるま市監査委員室、生涯学習・文化振興センター内各団体事務所

具志川運動公園管理事務所、西原区学習等供用施設、田場地区コミュニティ供用施設

第 5 監査の着眼点

1 補助金交付団体

(1) 担当課

① 補助の目的、交付基準は規則、要綱等により明確に定められているか。

② 補助金の交付手続は適正か。また、交付時期は適切か。

③ 補助金の効果を確認するため、実績報告書の審査等が行われているか。

④ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 補助金交付団体

① 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

② 補助金に係る収支について、会計処理は適正に行われているか。

③ 出納関係帳簿の整理は適切か。また、領収書等の証拠書類の整理、保管は適切か。

④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

2 指定管理団体

(1) 担当課

- ① 指定管理者の指定の手続等は適正・公正に行われているか。
- ② 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③ モニタリングは適切に行われているか。

(2) 指定管理団体

- ① 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設管理にかかる会計経理は適正か。また、他事業との区分は明確になっているか。
- ④ 出納関係帳簿等の記帳は適正になされているか。また、領収書類の整理・保存は適切か。

第 6 監査の実施方法

うるま市監査基準(平成 29 年監査委員告示第 1 号)に準拠して、往査、証憑突合、分析(合规性、効率性、有効性、評価の妥当性等)を行い、監査の対象とする団体への平成 30 年度の補助金の交付及び指定管理業務に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに監査を実施した。

第 7 監査の結果

補助金交付団体及び指定管理団体の出納その他の事務について、団体ごとに内容を報告する。なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略している。

また、監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされており、適切に対応されたい。

1. 補助金交付団体

○ うるま市自治公民館連絡協議会

(1) 団体の概要

団体名	うるま市自治公民館連絡協議会
主たる事務所の所在地	会長所属自治公民館内
補助金額	890,000円(補助率75.2%)
関係職員から説明を聴取した日	令和元年10月31日
団体の事業概要	各自治公民館相互の連絡提携と自治公民館活動の振興を図り、地域文化の発展に寄与することを目的とし、情報交換、大会・研修の開催参加、調査研究、先進地視察等を行っている。
役員及び組織	各自治公民館の館長及び事務委託者をもって組織される。役員は会長1名、副会長4名、書記1名、会計1名、理事5名、監事2名、顧問1名(それぞれ任期1年)
市担当課	生涯学習文化振興センター
補助金交付根拠	うるま市自治公民館連絡協議会補助金交付規則

注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(平成30年度)

(単位:円)

	収入		支出	支出	
	項目	金額		項目	金額
	① 分担金	345,000		① 会議費	9,000
	② 補助金	890,000		② 事務費	15,000
	③ 寄附金	0		③ 交通費	60,000
	④ 大会負担金	0		④ 役員手当	211,000
	⑤ 雑収入	7		⑤ 研修費	889,120
	⑥ 繰越金	78,383		⑥ 雑費	0
				⑦ 予備費	0
	合計	1,313,390		合計	1,184,120
				収支残高	129,270

(3) 是正すべき事項等

・会則の基準を上回る燃料代と交通費が支給されている。事業の執行に必要であるならば説明責任の観点から支給基準は規程で明確にしておくことが望ましい。

・現金出納簿と預金残高を比較したところ、立替払が多く見受けられた。消耗品等の事務費も年度末にまとめて精算を行っているが領収書が無く購入内容の確認ができなかった。小口現金等を活用し立替払を極力減らし、事務処理は先送りせずに適切に予算執行管理、帳簿整理に務められたい。

・役員手当、報酬にかかる所得税については、法人でない団体であっても源泉徴収すべきものであるので適切に対応されたい。

・担当課による補助金交付事業の成果検証がなされていない。実績報告書による使途の確認だけでなく、補助金交付事業の評価を行い、補助金がどのように活用されどのような成果を得たのかを検証することが必要である。

○ うるま市青年連合会

(1) 団体の概要

団体名	うるま市青年連合会
主たる事務所の所在地	具志川運動公園管理事務所内
補助金額	806,000円(補助率57.8%) 注1
関係職員から説明を聴取した日	令和元年11月6日
団体の事業概要	市内各字青年会の連絡協調により、会員の進歩と向上、親睦交流並びに地域社会の活性化と発展を図ることを目的とし、スポーツ・レクリエーション大会や講習、研修会等を行っている。
役員及び組織	設立目的に賛同する青年会及び青年をもって組織される。役員は会長1名、副会長1名、事務局長1名、事務局次長1名、事務局4名、企画部員3名、監査部員2名
市担当課	生涯学習スポーツ振興課
補助金交付根拠	社会教育関係団体等補助金交付要綱

注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(平成30年度)

(単位:円)

	収入		支出	支出	
	項目	金額		項目	金額
	① 分担金	120,000		① 事務費	18,083
	② 補助金	806,000		② 会議費	121,312
	③ 事業収入	493,678		③ 事業費	1,183,663
	④ 雑収入	33,003		④ 備品費	0
	⑤ 寄附金	0		⑤ 分担金	70,000
	⑥ 繰越金	154,829		⑥ 旅費	0
				⑦ 雑費	1,080
				⑧ 予備費	0
	合計	1,607,510		合計	1,394,138
				収支残高	213,372

(3) 是正すべき事項等

・証憑書類が適切に整理されてなく、現金出納簿上の事業費の確認が出来ないものがあった。また、事業収入について領収書の控え等による確認が出来ないものが見受けられた。口座振込などにより領収書の発行がないものについては収入票を作成し、現金出納簿との整合性を図ることが望ましい。

- ・会則にない事務局次長が設定されており、明確に位置づける必要がある。
- ・担当課による補助金交付事業の成果検証がなされていない。実績報告書による使途の確認だけでなく、補助金交付事業の評価を行い、補助金がどのように活用されどのような成果を得たのかを検証することが必要である。

○ うるま市子ども会育成連絡協議会

(1) 団体の概要

団体名	うるま市子ども会育成連絡協議会
主たる事務所の所在地	うるま市生涯学習・文化振興センター内各団体事務室
補助金額	1,546,000円(補助率89.9%) 注1
関係職員から説明を聴取した日	令和元年10月29日
団体の事業概要	市内の各子ども会育成会相互の連携を図り、子ども会活動の充実と発展に寄与することを目的とし、子ども会リーダーの育成や調査、安全教育や広報宣伝等を行っている。
役員及び組織	平成30年度は会員443名からなり、会長1名、副会長4名、部長各1名、監査役2名、事務局長1名、顧問1名
市担当課	生涯学習スポーツ振興課
補助金交付根拠	社会教育関係団体等補助金交付要綱

注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(平成30年度)

(単位:円)

収入	項目	金額	支出	項目	金額
	① 会費	135,900		① 事務費	885,985
② 市補助金	1,546,000	② 会議費	5,823		
③ 事業収入	125,000	③ 事業費	736,941		
④ 雑収入	6,002	④ 育成費	80,000		
⑤ 繰越金	58,718	⑤ 分担金	10,000		
			⑥ 備品費	0	
			⑦ 雑費	162	
			⑧ 予備費	0	
	合計	1,871,620	合計	1,718,911	
			収支残高	152,709	

(3) 是正すべき事項等

- ・旅費の二重支給が見受けられた。支払をその都度行うか、出欠簿により年間分をまとめるか等、支払方法を統一することで改善できるものと思料する。
- ・領収書がなく支出内容が確認できないものや振込手数料を自腹で支払う等、細かな点において事務処理の粗さが見受けられる。適切な事務執行管理に務められたい。

- ・「うるま市補助金制度に関する指針」における補助金交付基準では、補助団体の適格性について会計処理等が適切であることを筆頭にあげているが、現金出納簿と預金残高を比較したところ、大きく乖離しており現金の保管状況が適切でないことが伺える。現金預金管理方法や内部チェック体制の構築に務められたい。
- ・役員手当、報酬にかかる所得税については、法人でない団体であっても源泉徴収すべきものであるので適切に対応されたい。

総評

補助金については、地方自治法第 232 条の 2 で「公益上必要がある場合においては寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、本市では「うるま市補助金交付基準」に基づき数々の補助金を交付している。補助金は自主的な団体活動を実現させ多様な行政上の目的を達成するうえで重要な役割を果たしている。その一方で原資は税金であり公益性や公平性の確保が重要である。しかしながら今回の補助金交付事務の監査では、会則との整合性が図られていないものや担当課による実績報告書の精査が十分にはなされていないもの等が見受けられた。補助金交付事業を適正に執行することは単に予算を執行することではない。市は補助金の必要性、金額の妥当性、事務手続きの透明性について公金としての説明責任を負っていることを再認識し、補助金がどのように活用されどのような成果を得たのか、団体の大小や金額の多少にかかわらず効果の検証及び事業評価を行い、公益上の必要性について絶えず見直しを図る必要がある。

今回の監査は、数ある補助金交付団体から3団体を抽出して実施したものであるが、補助団体を所管する全ての部署において監督指導が適切に行われることにより、補助金が最大の効果を挙げ、その目的を達成できるよう望むものである。

2. 指定管理団体

○ 田場区自治会

(1) 団体の概要

指定管理する公の施設名称	田場学童クラブ
指定の期間	平成28年4月1日～平成38年3月31日
平成30年度指定管理委託料	9,838,000円
関係職員から説明を聴取した日	令和元年11月7日
施設	
所在地	うるま市字田場822番地1
構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積	89.84㎡
概要	「うるま市学童クラブ条例」に基づく学童クラブの運営、施設及び設備の維持管理(事務室、学童クラブ室等)
年間開設日数	287日
開設時間	12時～19時(学校が休校日の場合は8時～19時)
児童数	29人
役員及び組織	会長1名、副会長1名(田場自治会)、事務局長1名(園長)、書記会計1名(支援員兼事務)、運営委員7名(田場自治会、田場小学校教諭、保護者、支援員)、補助員1名

(2) 管理業務に係る収支の状況

(平成30年度)

(単位:円)

収入	項目	金額	支出	項目	金額
	① 運営費補助	9,488,000		① 人件費	10,098,464
② 単独補助	315,000	② 事業関連費	979,336		
③ 保育料等	1,275,000	③ 修繕費	150,200		
④ その他	350,000	④ 一般管理費	200,000		
合計	11,428,000	合計	11,428,000		
※収入項目①+④が指定管理委託料				収支残高	0

(3) 是正すべき事項等

・是正を必要とするような指摘事項はない。証憑書類や帳簿は細かく整理され、小口現金や預金管理も問題なく、業務報告書も丁寧にまとめられており、更には利用満足度アンケートを実施するなどサービスの向上にも努めている。他の指定管理者のお手本となる管理団体である。

総評

指定管理者制度は、平成 15 年度の地方自治法一部改正により導入された歴史が浅い制度であるが、行政ニーズの多様化や職員定数削減の流れにあって全国的に急速に普及した。しかしながらマニュアルの不備等により、制度に対する職員の理解が進んでおらず、適切に評価がなされているとはいえないのが実態であった。その中で平成 31 年 2 月に「うるま市指定管理者制度運用ガイドライン」が策定され、導入からモニタリング、評価の方法まで丁寧に解説されている。施設の管理は適切か、目的に合致しているか、民間のノウハウ等により合理的にサービスの向上が図られているか、管理団体は今後も経済的に管理業務を遂行できる体力があるのか等、マニュアルを活用し、モニタリング・評価を行うことにより、適切な事業効果の検証が可能であると思料する。指定管理者制度の優位性を最大限に発揮できるよう、今後ガイドラインの適切な活用に務められたい。

公の施設は、災害時の避難所として指定されていなくとも、現実問題として災害が発生した場合には避難所となり得ることが、平成 28 年の熊本地震において課題の一つとして報告されている。平成 29 年に総務省から「大規模地震にかかる災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について」が通知されており、非常事態も想定し、指定管理者と行政との役割分担についても検討を行っていく必要があると思料する。